

経済労働局債権対策部会設置要領

(目的)

第1条 川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）第4条及び川崎市債権対策本部設置要綱第7条の規定に基づき、経済労働局が所管する債権（地方自治法第240条第4項各号に掲げる債権を除く。以下「局所管債権」という。）の管理の適正化を図ることを目的として、経済労働局債権対策部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 局所管債権の債権対策の進捗状況の把握に関する事
- (2) 局所管債権の収入状況の把握に関する事
- (3) 局所管債権の債権対策に関する情報の共有・調整に関する事
- (4) その他必要な事項

(部会の構成)

第3条 部会の構成は、次のとおりとする。

部会長	経済労働局長
部会員	産業政策部庶務課長 経営支援部経営支援課長 経営支援部金融課長 労働・人材支援部担当課長〔労政・技能〕 公営事業部総務課長 都市農業振興センター農業振興課長 中央卸売市場北部市場管理課長

(部会長)

第4条 部会長は、部会の事務を総括する。

- 2 部会長に事故があるとき、又は欠けたときは、部会員のうち経済労働局の庶務課長がその職務を代理する。

(部会)

第5条 部会は、必要に応じて部会長が招集する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、経済労働局庶務課が行う。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。